

平成14年度包括外部監査の結果に関する報告概要

平成15年2月7日

秋田県包括外部監査人

澤田 祐治

1. 監査の対象とした特定の事件名

県立大学の経営管理状況について

2. 特定の事件を選定した理由

秋田県は、平成11年4月に秋田県立大学を開学したが、当該事業は県の単独事業として実施され、総額で約317億円の県債が発行されている。厳しい財政状況の折り、今後の元利償還に際して、その負担は県財政に重要な影響を与えるものと推察される。また、国立大学においては、国立大学法人化の準備が進むと同時に各国立大学間の再編の動きが顕在化しており、このことは、地域の公立大学及び私立大学に対しても当然に影響を与えている。

これらのことを踏まえると、秋田県行政における秋田県立大学の位置付けは重要性を増していると推察されることから、県立大学の経営管理状況の適正性を検証するとともに、その経済性及び効率性等を併せて把握する必要性を認め、テーマとして選定することとした。

3. 外部監査の視点

- (1) 県立大学の管理運営が、法令、条例及び規則等に基づき適正に運営されているかどうか。
- (2) 県立大学にかかる事務処理に関して、その適正な実施を可能とする内部的な牽制機能が有効に機能しているかどうか。
- (3) 県立大学の秋田県財政の中に占める位置付けを明確にした上で、大学の管理運営が、最少の経費で最大の効果をあげるようになされているかどうか。

4. 監査の結果

(1) 収入関係

ア. 授業料未済者等に対する督促手続について

授業料を始めとする県の収入に関して未済がある場合、その未済者に対して督促状を送付するとともに督促する旨が定められている(秋田県財務規則第380条)。

- a. 短大では、授業料及び寮費ともに督促状の発送を行っていない。督促状を発送することにより適切な債権管理を実施する必要がある。
- b. 未済者に対する電話等による督促の顛末が記録に残されていないが、督促の報告書の様式が不統一であった。督促報告書の様式を大学内で統一する必要がある。

イ．受託研究契約にかかる契約事務及び契約の遅れについて（本荘）

受託研究契約が契約伺決裁前に締結されているものが 2 件あった。何らかの事情により契約行為が遅延する場合には、例外事象として、その旨及び理由を決裁書上明示すべきである。加えて、委託者との責任関係を明確化する方法を検討すべきである。

（ 2 ）支出関係

ア．屋外運動場排水整備工事にかかる入札について（短大）

屋外運動場排水整備工事（契約額：210 万円（税込））に関して、全 2 回の入札が実施されたが（応札業者 10 社） 予定価格 204 万円に対して、2 回目入札においても最低入札価格は 425 万円であり、大きな差がある。結果、不落のため、再入札時に最も入札価格が低かった者と随意契約（200 万円）を締結しているが、その理由として、指名入札業者が入札前の資料閲覧に訪れず工事の規模を誤ったためであると説明を受けた。

「建設工事等競争入札工事の取扱い」において「差が少額で随意契約ができると認められる場合を除き、指名替等を行い、新たな入札を行う」旨が記載されているが、短大では、この件について随意契約できると解釈している。しかし、予定価格と入札価格の差額が 100% 以上あり少額とは考えられず、この点について監査人との間で見解が異なる。

当該工事の指名通知発送に関する公印使用承認印が、事務処理の誤りにより押印されていない。

イ．委託料関係

（ ）学生寮清掃業務（短大）

契約書上、各業務終了後に「実績報告書」の提出を受けることとなっていたにも関わらず、定期清掃にかかる「実績報告書」の提出を受けていない。今後は必ず提出を受けた上で実施状況を確認する等、適切な事務の執行を求める。

（ ）学生寮給食業務（短大）

委託名	委託料	契約先決定方法
学生寮給食業務	12,632,759 円	随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

a. 学生寮給食業務にかかる委託契約の概要

平成 13 年度までは委託契約金額を学生寮費会計と県費との両方で負担し、県費負担分は人件費相当分の 2 分の 1 であった。なお、平成 14 年度からは学生寮費会計が県の歳入歳出予算の中に組み込まれたことにより、総額を県費負担(契約額：75,430,284 円)としている。

b. 随意契約理由の妥当性

随意契約理由として「大規模な給食事業ができる者が近隣地域に 1 者しかない」ためとしているが、その検証作業を実施していない。しかし、契約額の大きさを鑑みた場合、地理的要因があるとしても、当然に合理性を見出せる理由ではなく、原則どおり競争入札を実施すべきであったと考える。

c. 『提案書』による契約予定価格検証の十分性

平成 14 年度の契約に際し、契約予定価格を検証する目的で、業者より『提案書』を入手し比較検討を行っているが、業者からの提案金額に県自身が算定した補正額を加算した上で比較をしている。

【委託料総額】 (単位：円)

区分	A 社 (契約業者)	B 社	C 社
提案書価格	75,430,284	69,405,424	69,054,299
補正額	0	13,729,239	8,687,247
比較価格	75,430,284	83,134,663	77,741,546

(補正内容)

食材費にかかる補正

B・C 社の見積りに修繕経費の一部が含まれていないとして加算。

人件費にかかる補正

B・C 社の提案内容が県の仕様に準拠しておらず、要員数に過少な部分があるとして、それにかかる金額を推計し加算。

人件費に限らず、県の要求するサービス供給水準の対価をいくらとするかは、業者の企業努力に依るものであり、県自身が算定する手法では客観性を担保し得ないおそれがある。より県の仕様に沿った『提案書』を再入手する等、県自身が補正を行う範囲を必要最小限に止める努力をすべきであったと考える。

ウ. 学術研究交付金 (秋田・本荘)

学術研究交付金で購入した設備及び備品について、1 件の購入金額が 3 万円以上のものに関しては、取得した日の属する会計年度の翌年度の 4 月末日までに、県に寄付しなければならない。しかし、往査時点において、県への寄付行為がなされていなかった (なお平成 14 年 12 月 20 日において上記備品等は県へ寄付されている)。

エ. 短大における学生寮費会計 (短大)

() 概要

平成 13 年度までは、短大に設置されている学生寮に関して、独自に学生寮費を

経理し、学生から寮費等を徴収するとともに、居室料、給食費、光熱水費及び改良修繕費等を拠出する形態であった。

() 改良修繕費の経理処理について

改良修繕費は、それを除く年間の収支差額が確定した後に、当該差額を充当していたものであり、実際の会計年度を大幅に超過した時期に支出・運用がなされていた。県の歳出を補完する役割を担い、かつ職員が勤務時間内に事務を行う等、実態として公金に近い性格を有している以上、少なくとも県の歳入歳出予算に準じた決算を実施すべきであったと考える。

(3) 財産関係

ア. 公有財産・物品（図書以外）の管理状況

() 公有財産関係（秋田）

融雪設備及び空気調和装置について、『公有財産台帳』上の記載内容と現物とが明確に照合できなかった。本件は、職員の同行を得るとともに、必要に応じ、施設管理業務受託業者の説明を聴取したにも関わらず、現物の特定ができなかった。今後は、現状を反映した適切な公有財産台帳を整備することを求める。

() 物品関係

a. 現物確認を実施した結果、『備品原簿一覧表』上の記載内容と現物とが照合できなかったもの（秋田）

区分	件数	内容
一般重要物品	2件	中央実験台（2件）
重要物品以外の備品	2件	TV・写真撮影装置付微分干渉顕微鏡、赤外線式ガス濃度測定装置

職員の同行を得て照合を実施したものの現物の所在自体を特定できなかったものであり、今後は適切な把握に努める必要がある。

b. 正確な物品分類コードの記載されたラベル等の貼付がなされていないもの

区分	秋田	本荘	短大	木高研
一般重要物品	6件	1件	3件	14件
重要物品以外の備品	5件	3件	1件	11件

正確なラベル等の貼付を徹底するとともに、ラベル等の貼付が困難なものに関しては、代替的な現物確認の手法を検討する必要がある。

c. 「供用者」の設定が不適切なもの（秋田）

物品の保管に責任を有する職員を「供用者」と定めることとなっているが、会計担当職員を供用者に設定している例が多数見られる。開学時に大量の物品

を取得したため、事務の煩雑を回避する目的で行われたものと推察されるが、「供用者」の制度趣旨を喪失させるものであり、実際の物品使用者を「供用者」として登録し直すべきである。

イ．図書の管理状況

() 未返却図書の管理状況について（秋田・本荘）

図書の貸出返却の期間は、基本的には2週間以内であるが（教職員は1ヶ月以内）各キャンパスの未返却図書は、秋田キャンパス289冊、本荘キャンパス565冊となっている（平成14年10月25日現在）。特に、長期に未返却となっている図書の場合、現物自体が存在していない可能性もあり早急にその確認等が必要である。また、督促手続きは、従来からの慣行によりなされているが、今後は督促手続等の規程類の整備及び未返却の場合の取扱を明確にし、特に長期未返却図書の管理を厳格に行うべきである。

() 学術研究交付金（研究費）で購入された図書の管理状況（秋田・本荘）

学術研究交付金で購入された図書については、学術研究交付金条例等により、県に寄付しなければならないとされている。しかしながら秋田・本荘キャンパスとも、平成13年度の交付金により購入した図書に関しては、県に対する寄付行為がなされていない。早急に、寄付行為を行うとともに図書館における管理に付すべきである。

() 図書システムへの登録状況（短大）

短大では、平成11年度より図書システムが導入されているが、同システムへの登録（入力）状況は現在のところ約50%程度とのことである。同システムの有効性を高め、蔵書点検（たな卸）を効率的に行うためにも、早期の図書登録が必要である。

() 蔵書点検（たな卸）実施状況及び不明図書の把握状況（短大）

短大では、過去10年程、蔵書点検（たな卸）を実施していない。このため、不明図書の把握もなされていない。適正な現物管理の実施のためにも、毎年最低1回の蔵書点検（たな卸）を実施することが必要である。

() 未返却図書の管理状況（短大）

未返却図書に関する督促は、長期休暇の前に督促状を使い学生のみになされる（年3回程）。平成14年11月27日現在で89冊の未返却図書があり、長期期間返却されないものも数冊ある。長期未返却図書の貸出者のほとんどは、教員及び職員であるが、往査時点において、督促手続きは学生のみになされおり、教員及び職員にはなされていない状況であった。今後は、学生のみではなく全ての未返却貸出者に督促を行う必要がある。

() 図書システムの利用について（木高研）

木高研は、県立大学の各キャンパスで利用されている「図書システム」を導入

しておらず、独自のシステム（木高研の研究者による自前のソフト）で管理・運用されている。今後蔵書数が多くなる場合や他キャンパスの学生等の利用が増加する場合には、適時な情報を入手し図書を管理するため、図書システムの導入を検討する必要がある。

ウ．職員住宅建築費償還金

県は県立大学職員住宅として使用するために、地方職員共済組合秋田県支部（以下、「共済支部」という。）と建物等賃貸借契約を締結している。その賃貸借物件の内容は、秋田キャンパス分が 1 件、本荘キャンパス分が 3 件である。監査の結果、次の点に問題があった。

（ ）借受財産の所管換について

借受財産を所管換する場合には、各部局長は公有財産の所管換に準じて「借受財産所管換協議書」を出納局長に協議のうえ、「借受財産引継書」により引き継ぐ必要があるが、当該職員住宅用の建物について、総務部長が「借受財産所管換協議書」を出納局長に協議のうえ、「借受財産引継書」により当該借受財産を企画振興部長へ引き継ぐ手続がなされていなかった。

（ ）県所有の土地（普通財産）の無償貸与について

共済支部が建設する県の職員住宅用の建物用地は、事実上、県から無償で貸与されている。これについて、所有する土地（普通財産）を外部の第三者に貸与しているにもかかわらず、無償貸与の明確な手続がとられていなかった。

（ ）職員公舎の家賃収入について

職員公舎の家賃収入の会計処理は、県が直接所有しているものと同様の処理を行っている。しかし、職員公舎の建物は厳密に言えば契約上では県の所有ではないため、賃貸物件からの転貸収入として雑入処理を行うことが現行制度上、正しいものである。

なお、この会計科目の件や借受財産の管理に関しては、借受財産であっても一定の条件があれば県が所有している財産と同様の管理や会計処理を行うことを認めるべきである。なぜなら、そうすることによって使用の実態に対応した十分な管理が行いえるからである。

また、借受財産の管理等について、財務規則上、「取得」を除き公有財産の管理規定等の準用規定がある（財務規則第 340 条第 2 項）が、「取得」に関する規定も準用されることが合理的である。

5. 監査の意見

(1) キャッシュ・フロー計算書による財政推計について 別紙 No.1

県は自ら試算した『財政の中期見通し』（平成14年3月）では、事業所管課の計画（当該『財政の中期見通し』の策定時点現在）をそのまま実施した場合には平成18年度に財政破綻が現実のものとなると実質的に結論付けている。当該『財政の中期見通し』が適当なものであるかどうか等について検討した。

まず、県が実施した推計を企業会計における「キャッシュ・フロー計算書」に組替えることにより、行政活動、投資活動及び財務活動別にキャッシュ・フローの状況を把握しその特徴をより明確にすることができ、政策判断のツールのひとつとして「キャッシュ・フロー計算書」が活用されることを期待する。更に、県が設定した前提である扶助費等の伸び率を平成13年度までの実績をもとに3.5%（県の採用率）から5%（平成8年度と平成13年度の扶助費の比較により伸び率をもとに設定）に変更した。なお、扶助費の増減額及びその伸び率は失業者の増加や少子高齢化の進展度合いなどの要因により変動するものであり、必ずしも5%にこだわるわけではない。

ア. キャッシュ・フローの状況について

高い水準の投資活動（約2,900億円から約2,700億円前後の水準）を維持するために、税収減の影響で伸び悩んでいる「行政活動によるキャッシュ・フロー」では資金調達が十分ではないことから、平成14年度から平成16年度にかけて県債の発行による活発な資金調達を予定していることがわかる。

まず、「行政活動によるキャッシュ・フロー」は収入超過のためプラスであるが、県債の利払いの増加に伴って平成15年度及び平成16年度に一時的に減少する。その後、平成17年度には回復する。

また、「投資活動によるキャッシュ・フロー」は支出超過のためマイナスであるが、平成14年度から減少傾向にある。その中で県の「単独分」の投資的経費の動きを見ると平成15年度の約800億円がピークとなり投資的経費に占める割合も平成15年度が38%とピークとなっている。その原因は、「中高一貫校、県立武道館、新水族館、警察本部第二庁舎等の建設」が平成15年度にピークとなるためである。

更に「財務活動によるキャッシュ・フロー」は県債発行による収入超過のためプラスになっており、特に平成15年度及び平成16年度にピークを迎えている。これは、積極的な投資活動に基づく資金需要に対応するものである。

このように県は、「あきた21総合計画」の事業の進展のために投資活動も積極的に行っており、そのために県債の新規発行も総予算額10%の枠内で活発に行われる予定であることがわかる。その結果、県債残高は借換債を含めた総額で毎年増加傾向にある。

イ．県債残高返済能力について

1年間の行政活動により生み出されたキャッシュ・フローの金額で期末の県債残高を返済した場合何年かかるかを算定した結果、平成14年度では10.5年で、以後平成16年度の14.1年まで上昇している。平成17年度は一時的に下降するものの(10.6年)、平成18年度には再び上昇する(12.6年)。この「県債残高返済可能年数」は、財政の健全性を示す動態的な経営指標のひとつとして位置付けることができることから当該指標の動きには注意する必要がある。

ウ．基金の枯渇について

県が推計した『財政の中期見通し』では、特定の条件のもとで収入支出を推計するとその差額である収支不足額を埋め合わせるために基金残高を取崩さざるをえず、その結果、平成18年度には13億88百万円の財源不足が発生すると見込まれている。

別紙No1に示した【キャッシュ・フロー計算書：中期財政推計(扶助費等の伸び率=5%)】の表及びグラフによると、毎年度の収支不足額を基金の取崩しにより補填した場合に、平成18年度の早い段階に財政3基金は枯渇し当該年度末には84億73百万円のマイナスとなっていることがわかる。臨時的で政策的な経費である投資的経費を事業所管部門の要求どおり予算化すると、平成18年度以降は財源不足となり更に県債発行に頼らざるをえず、いっそう財政の自由度が制限されることとなる。県が示した改革メニューの一層の数値化、すでに示されている削減額や削減率の具体化、達成の前倒しに積極的に努力することが求められている。

(2) 県立大学にかかる行政コスト計算書 別紙No.2

県は、県立大学の収支状況を示す資料を作成し数値を把握しているが、現金主義に基づくものであるため、発生主義に基づくコスト情報を含むものではない。

今回の監査にあたり、発生主義に基づく企業会計的手法を活用することにより、平成13年度の「県立大学にかかる行政コスト計算書」を作成し、県立大学の運営状況を把握した。その結果、県立大学全体の行政コストは8,496百万円、使用料、手数料等の収入を差し引いた純行政コストは7,453百万円となる。

この行政コスト計算書をもとに県立大学の状況を分析した結果は以下のとおりである。

ア．行政コストを県立大学が管理不能な費用と管理可能な費用とに区分した。県立大学全体の管理不能費用は6,328百万円、管理可能費用は2,167百万円である。

イ．県民一人あたり行政コストは平成13年度で約6,300円となる。また県民を就業者に限定すると、就業者一人あたり行政コストは平成13年度で約10,100円となる。よって前記の金額を県民は平成13年度に大学運営コストとして負担したことになる。

- ウ．学生一人あたり行政コストについて、県立大学の行政コストは5,236千円である。ただし、平成13年度は秋田・本荘両キャンパスは3学年しか学生がいないので、平成14年度はさらに学生一人あたり行政コストは減少する。平成14年度の学生数を用いて学生一人あたりの行政コストを算定すると、4,163千円となる。
- エ．職員一人あたり行政コストについて、県立大学全体で24,518千円である。また、職員一人あたり管理可能費用は県立大学全体で7,131千円である。参考に県立大学と他の公立大学や国立大学及び私立大学との職員数と学生数を比較すると、県立大学の学生数は職員数に対して少ない。よって、事務局の一部統合や事務処理のより一層の効率化を行い、職員削減も検討する余地があると考えられる。
- オ．管理不能費用の行政コストにおける割合を算定した。負債利子（公債利子）と総行政コストを比較すると、公債利子は総行政コストのうち約8%を占めている。また、減価償却費と総行政コストを比較すると、減価償却費は総行政コストのうち約30%を占めている。
- カ．地方交付税交付金と行政コストの比較を行った。地方交付税が県立大学の総行政コストにおける割合は約23%となる。また、総行政コストから地方交付税を差し引いて、授業料収入等の自己収入と比較したところ、県が実質的に負担しているコストは自己収入に対し、約6.5倍ものコストをかけて県立大学を運営していることが分かる。

(3) 個別事項

ア．収入関係

() 事務の効率化による誤処理の再発防止について

大学内では総合的な情報ネットワークシステムが存在するが、手作業による事務処理も多い。膨大な手作業による事務処理に忙殺されないように、以下の効率化を提案する。

情報技術を利用し、調定票に入力する在学生の指名・住所について、データ転送などの効率的なシステムの利用を、費用対効果を考えて検討する。

秋田・本荘・短大及び木高研による合同ミーティングを充実させ、情報を共有して事務処理の効率化を図る。

授業料改定等に関する重要な事項については、「授業料改定」を正式に事前に告知する。

() 米の販売代金の長期未精算について（短大）

平成13年度の米の販売は、約2,882万円であるが、この金額は仮渡金単価を基に計算されている。平成13年度の精算金の内訳を見ると、平成10年販売分が一部含まれており、精算されるまでの期間が長期にわたると考えられる。マイナス精算のリスクなどを把握するために、未精算の残高（金額・数量など）を適切に

管理する必要がある。

イ．支出関係

() 各種人件費の単価について

a. 臨時的任用職員にかかる賃金単価について

その他の職員の賃金について、業務に対応する単価表などの基準が設定されていないので、各キャンパス間で不公平・不利益が発生しないように、統一した運用指針を作成し、これに基づいた単価を用いることが望ましい。

b. 非常勤講師に対する報償費について

報償費単価について、秋田・本荘キャンパスと短大・木高研とで、異なる単価を使用していたので、非常勤講師に対する報償という同一の行為に対する単価については、同一大学内での統一した基準単価を設けることが望ましい。

() 委託料関係

a. 県立大学及び職員公舎エレベータ保守点検業務委託契約について

県立大学及び職員公舎エレベータ保守点検業務委託契約は、エレベータ製造メーカーまたはその系列保守点検業社と随意契約を行っているが、現在では当該随意契約に合理的な理由を見出すことができないため、より競争的で経済的な結果をもたらす契約方法（指名競争入札等）に変更する必要がある。

b. 樹木芝育成管理業務委託について

樹木芝育成管理業務委託は、県立大学秋田キャンパス及び本荘キャンパスでそれぞれ契約され実施されているが、当該業務の積算内訳について、「作業内容」及び「形状・規格」が同一であるにもかかわらず、単価が相違しているものが多く見受けられた。当該業務委託については次のような改善を行う必要がある。

積算単価不統一の理由である「地域性」という曖昧な理由を見直す必要がある。

上記見直しにより両キャンパスの委託単価の差異に合理的な根拠が乏しいと認められる場合は、より合理的で経済的な共通単価を設定する必要がある。

現在の契約業者 1 社から以前に徴収した参考見積もりをもとに積算単価を確定しているが、当該契約が指名競争入札であること、したがって公平性の観点から、積算単価の設定にあたってはより広く積算単価情報を収集し適正な単価設定が必要である。

() 公共料金（光熱水費）について

電気料金及びガス料金については、料金にかかる規制緩和の進展に伴い、使用量及び使用実態等に応じて種々の料金体系から需要者にとって有利なものを選択

できるようになってきている。

a. 電気料金（秋田・本荘）

直近 1 年間の資料を基礎として、適用可能な料金体系間において比較を行ったところ、現行契約の「業務用電力」よりも「業務用電力」に変更した方が、秋田キャンパスにおいて年間約 2,229 千円、本荘キャンパスにおいて年間 1,821 千円だけ有利となることが判明した。ただし、大学院の建設工事等の要因により、平成 14 年 12 月から両キャンパスとも、従前より契約容量を増加させる必要があり、その場合に「業務用電力」が有利かどうかは現状不明であるが、いずれにしても、今後は継続的に検討を行うことが必要である。

b. ガス料金（秋田・本荘）

ガスに関しては、冬期間の使用量が多く負荷が高いため割引の対象となりにくく、現行の契約方法が適切である。しかし、今後も継続的に検討を行うことが必要である。

ウ．財産関係

() 『公有財産台帳』及び『備品原簿』の整備について

『公有財産台帳』及び『備品原簿』等と現物との照合を実施した結果、公有財産に関しては、台帳上、特に工作物に関して「一式」、「98 個一式」といった記載が多く、職員の同行を得て照合作業を実施したにも関わらず、現物が不明なもの、網羅的に確認できないものが散見された。また、物品（備品）に関しては、特に研究用機器に関して、その所在を使用者たる教員等のみが把握しており、職員の同行を得て照合作業を実施したにも関わらず、現物の所在自体が判明しないもの及び所在確認に相当の事務作業を要するものが散見された。

地方財政法第 8 条に規定されているとおり、地方公共団体は、その財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することが求められる。これは、行政運営に果たす公有財産の重要性とともに、その財源が県費を始めとする租税等であることを鑑みた場合、当然に求められるところであり、物品についても当てはまるものである。

一方、地方公共団体においても貸借対照表や行政コスト計算書等の作成が始められており、新たな管理会計的手法としての活用及び住民に対する説明責任の発揮等の観点から、その精緻化が図られている。秋田県においても平成 11 年度より作成が開始されているところであるが、その基礎データとなるのは『公有財産台帳』及び『備品原簿』であり、従前よりも、求められる役割は増大している。更に、地方独立行政法人が制度化され、当該制度を採用した場合には、貸借対照表等の作成が義務付けられることとなる。

これらの要請に応えるためには、公有財産及び物品の現況を的確に把握することが前提となり、その手段として常に正確かつ適正な『公有財産台帳』及び『備品原簿』を作成する必要がある。今後、以下の点について検討を行うことが望ましいが、いずれにしても、台帳を作成・整備すること自体が目的ではなく、その趣旨に沿って管理台帳としての有効性を高めるよう留意すべきである。

a. 『公有財産台帳』にかかる事項

対象資産の数量については、実態に即し、かつ後日の確認に資するような数値を記載する。

対象資産の異動を適時に台帳に反映させるため、定期的・計画的に対象資産の現物確認を行う。なお、全ての資産を毎年確認する必要はなく循環的な確認でも良い。

現物確認に際しては、台帳の整備に止まらず、その結果を修繕計画の策定に反映させる等、実際の維持管理活動と有機的にリンクさせる。

現状、現物の管理を主目的として作成されているが、今後、管理会計用の情報源としての役割の増大が見込まれることから、取得価格を始めとした金額情報の記載方法について検討する。

b. 『備品原簿』にかかる事項

現状、特定の時点における帳簿記載内容と現物とを照合する、いわゆる「たな卸」を実施していないが、備品は移動を伴うものであり、循環的なたな卸も含め、早急に現物と帳簿との照合体制を確立する。

『備品原簿一覧表』及び『物品供用簿』上の供用者を実態に即した供用者とするとともに、『備品原簿一覧表』上の備考欄に当該物品の備置場所等を記載すること等により、その所在を明確化することを検討する。なお、研究用機器を始めとして、移動が頻繁になされると想定される備品のうち、『備品原簿一覧表』上での対応が困難なものに関しては、一定の単位の研究責任者に備品管理の徹底を周知させた上で供用者とし、管理する備品の所在とその状況等を記載した書面の定期的な提出（年に1回程度）を受けること等も想定し得る。

研究用機器の一部は、外部の機関との共同研究等により大学外へ持ち出すことが想定されるが、現状、持ち出しにかかる管理帳簿等も存在せず、その備品の管理は備品利用者の良識に依存している状況であるため、備品の持ち出しについて、一定の内規を定めることも検討する。

() 施設修繕計画の策定について

施設管理担当部署において、中期的な修繕計画を策定し、計画的・効率的に修繕を実施していくという意識が希薄であるため、設備の保守点検業務受託業者か

らの報告等により発覚した事態に対して、その都度処理を行う事後保全的な修繕がほとんどである。

このような受動的な施設管理の手法においては、故障やトラブルの発生自体を抑制するための事前予防策を採用することができず、かつ修繕等に関して二重投資が生じるおそれもあり、有効性及び効率性の点で改善の余地がある。今後、年を経るに従い、その重要性が増すと思われることから、施設の管理責任を有する大学事務局が主体的に修繕計画を策定することが望ましい。

() 学外者施設利用許可について

a. 現状

県立大学のグラウンドを始めとする資産は行政財産であるが、県立大学の教員又は学生以外の者が県立大学の施設を利用しようとする際には、行政財産の目的外使用ではなく、大学の目的に適合した利用であるとして、「秋田県立大学施設管理規程」に則って処理されることとしている。

しかし、使用できる団体及び目的の範囲等に関して明確に規定されていないことから、行政財産の目的外使用にかかる規程を準用し、「公共団体若しくは公共的団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としないとき」に使用を許可できるものとして運用している。

b. 施設開放に対応した規程の整備

「地域における生涯学習機会の充実方策について（平成8年4月24日：文部省生涯学習審議会答申）」において大学の施設開放の推進及び県民へのその周知が求められていることもあり、大学本来の活動に支障がない範囲において学外者利用に対して積極的に対応できる体制をとる必要がある。

このため、大学本来の活動に対し障害にならないことを前提とした上で、許可範囲及び使用料等に関して管理規程の見直しを進めることが望ましい。

() 試験研究機器の利用状況について（木高研）

木高研の試験研究機器は、内部利用のほか財団法人木材加工推進機構を通じて外部の利用にも供している。木高研で作成される利用状況表を閲覧し、現場視察を行った結果、内部利用は、適時なされているが、外部利用（試験依頼・製品の性能評価依頼）はあまりなされていない。設備の効率的利用の面から、木高研の研究活動に支障を来たさない範囲で積極的に外部の設備利用を推奨すべきものと考えらる。

() 図書関係

a. 蔵書点検(たな卸)により判明した不明図書の取扱いについて

蔵書点検(たな卸)の結果(13年度結果)不明図書が秋田キャンパスでは55冊、本荘キャンパスでは38冊ある。

財務規則によれば、使用に耐えない物品があった場合には、不用物品の売却等を行わなければならないことになっているが、現在廃棄等の処理は行っていない状況である。今後は、一定の経過年数を超えた不明図書等の取扱いを定めた規程の整備を行い、長期不明図書の処理が必要である。

b. 学術研究交付金で購入された図書に関する規程について

学術研究交付金で教員が購入した図書については、県に寄付しなければならないことになっている。寄付後の教員に対する貸出規程をみると、貸出期間の更新回数が無制限となっている。

当該規程どおり適用した場合、当該交付金により購入した図書については、半永久的に教員に貸出された状態になる可能性がある。このことは、他の研究者等の閲覧の機会を制限することにもなり、また、図書購入に関する二重投資が生じるおそれもある。「貸出期間の更新回数 無制限」の規定を一定の更新回数に制限する等、検討を図りたい。

() その他(遠隔授業の利用について)

秋田キャンパスと本荘キャンパスとの間は、通信施設を用いた遠隔授業が実施されており、具体的な利用状況は、履修届と学生人数との割合で約4.6%から8.9%である。当初計画では、具体的な利用計画の定めが無いため、当初の利用計画に対する実際の利用頻度の比較は行われていない。設備の有効活用の観点からは、設置当初に利用計画を作成し、これとの比較を行って、設備利用状況の把握及び活用の方法を検討すべきである。

(4) 今後の方向性について

県立大学は「1. 21世紀を担う次代の人材育成、2. 開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」することを基本理念として定めている。施策を実施する立場にある県は、この目的たる基本理念をより効果的かつ効率的に実現する責務を負うものであり、県立大学の置かれている環境や県民からの期待等の変化に応じて、その手段として最も適した運営形態を検討する必要がある。

現在は県の一組織として運営されているが、それに限らず、公設民営方式による運営や現在検討が進められている地方独立行政法人制度等も選択肢となろう。それらを含めると主に以下の3通りの運営形態が想定できるが、これらに限らず、今後、どのような運営形態を採用するかは県の判断であることから、本報告書においては参考と

して、想定される各々の形態のメリットとデメリットを簡単に記述するに止める。

現行方式（県の一組織）

県の関与を残しつつ自立性を持たせる方式（地方独立行政法人化等）

民営化（私立大学への移管等）

区 分	サービス提供主体	施設等整備者	サービスの質・水準 決定者等
現行方式	県	県	県
公設民営化	民間	県	県
地方独立行政法人化	地方独立行政法人	地方独立行政法人・県	地方独立行政法人・県
民営化	民間	民間	民間

なお、 県の関与を残しつつ運営に自立性を持たせる方式には、上表のとおり、地方独立行政法人以外に公設民営方式による運営形態等も当然に選択肢として挙げられるが、本節においては一つの例として地方独立行政法人化について記述する。ただし、地方独立行政法人に関しては、現在制度が検討されているところであるため、現行の独立行政法人制度を想定して記述する。

区 分	メリット	デメリット
現行方式 （県の一組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・県の意向を直接的に反映させることが可能。 ・制度変更を伴わないため、多くの事務作業を要しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁組織の一部門であることから、予算執行・人事等に関して、効率的・弾力的な運用に制度的制約がある。 ・県立大学に予算決定権がなく、コスト削減に対する誘引が低い。 ・発生主義会計に基づくコスト計算が制度上要請されていない。

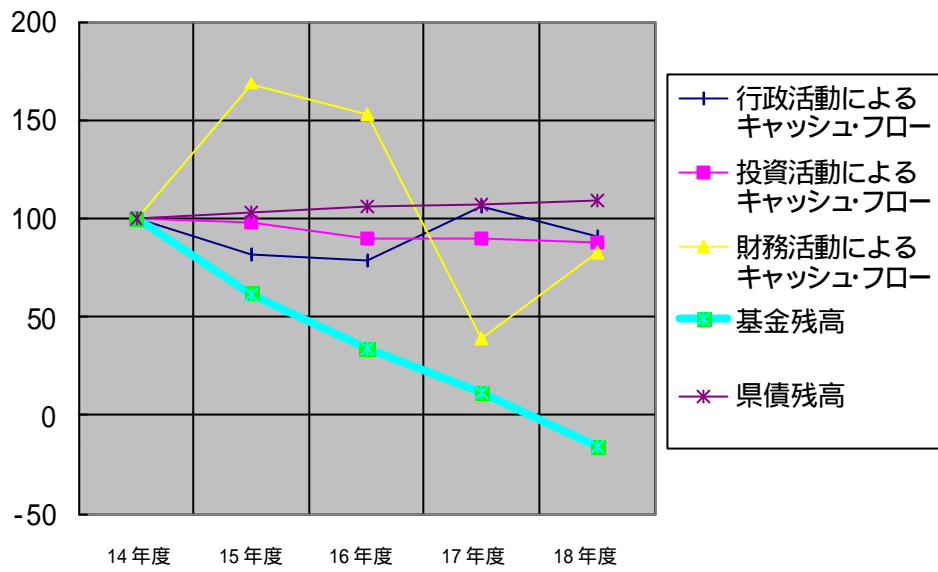
区 分	メリット	デメリット
県の関与を残しつつ運営に自立性を持たせる方式 (地方独立行政法人化等)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標及び計画段階において、県の意向を反映させることが可能。 ・財務・人事等に関して、効率的・弾力的な運用が可能となる。 ・主体的な意思決定が可能となり、創意工夫を発揮する余地が増加する。 ・発生主義会計に基づくコスト計算及びその開示が要請される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長(大学長)に権限と責任が集中するため、強いリーダーシップを発揮する長がいない場合、制度趣旨を十分に達成し得ない。 ・制度の移行に際し、諸体制の整備、システム変更及び承継資産の評価等、多大な事務作業を要する。
民営化 (私立大学への移管)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の直接的な負担が低減される。 ・既存の私立大学との統合される場合、種々のスケール・メリットが想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の意向を直接的に反映させにくい。また、県の意思に沿った施策の実施を求めた場合、補助金等の交付が必要となる可能性がある。 ・授業料等の値上げが予想される。 ・受け皿となる既存の私立大学が無い場合、単独での民営化には困難が伴う。

別紙No. 1

【キャッシュ・フロー計算書：中期財政推計（扶助費等の伸び率＝5％）】（単位：百万円、％、年）

区 分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
行政活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	354,429	364,313	367,925	339,241	349,766
義務的経費	243,573	253,168	256,838	228,344	238,114
経常経費	28,407	27,868	27,868	27,868	27,868
その他の経費	55,633	56,461	56,402	56,214	56,968
清算金交付金	26,816	26,816	26,816	26,816	26,816
〔収入の部計〕	458,703	449,707	450,601	450,058	444,791
県税等	458,703	449,707	450,601	450,058	444,791
行政活動によるキャッシュ・フロー計	104,274	85,395	82,677	110,817	95,025
投資活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	289,064	280,762	271,040	271,914	268,368
投資的経費	213,252	208,633	198,911	199,785	196,239
うち、単独分	74,780	80,057	67,602	68,648	64,945
（単独分の割合 ^{注1} ）	35%	38%	34%	34%	33%
貸付金等	75,812	72,129	72,129	72,129	72,129
〔収入の部計〕	144,242	139,006	140,768	140,885	140,854
国庫支出金	73,934	68,698	70,460	70,577	70,546
貸付金返済収入	70,308	70,308	70,308	70,308	70,308
投資活動によるキャッシュ・フロー計	144,822	141,756	130,272	131,029	127,514
財務活動によるキャッシュ・フロー					
〔支出の部計〕	96,179	96,565	106,502	121,004	109,660
公債費等	96,179	96,565	106,502	121,004	109,660
〔収入の部計〕	117,667	132,819	139,327	129,418	127,398
県債発行額	117,667	132,819	139,327	129,418	127,398
財務活動によるキャッシュ・フロー計	21,488	36,254	32,825	8,414	17,738
キャッシュ・フロー増減額	19,060	20,109	14,771	11,797	14,751
前期末基金残高	72,015	52,955	32,846	18,075	6,278
当期末基金残高	52,955	32,846	18,075	6,278	8,473
県債期末残高	1,098,200	1,135,500	1,169,300	1,178,700	1,197,500
県債残高返済可能年数 ^{注2}	10.5 年	13.3 年	14.1 年	10.6 年	12.6 年
プライマリー・バランス	40,548	56,361	47,596	20,212	32,489

各キャッシュ・フロー及び基金 県債残高の変動表



別紙 No. 2

行政コスト計算書

(単位：千円 表示単位未満切捨)

摘 要	秋田	本荘	短大	木高研	合計
・人にかかるコスト	1,082,974	1,143,949	676,492	198,840	3,102,257
(直接人件費)	1,076,594	1,137,570	668,627	195,934	3,078,727
人件費	987,047	1,109,713	669,501	192,394	2,958,656
退職給付引当金繰入額	89,547	27,857	-874	3,539	120,070
(間接人件費)	6,379	6,379	7,864	2,906	23,530
人件費	6,032	6,032	7,652	2,821	22,538
退職給付引当金繰入額	347	347	212	84	991
・ものにかかるコスト	1,717,585	1,673,757	523,880	336,830	4,252,054
物件費	381,758	241,317	223,895	82,040	929,013
維持補修費	4,318	5,991	24,326	11,116	45,753
減価償却費	1,015,804	1,122,358	223,478	180,957	2,542,598
委託料	315,703	304,089	52,179	62,715	734,688
・移転的なコスト	154,796	211,559	7,756	700	374,811
・その他	282,626	313,995	47,817	122,879	767,319
公債費(利子分のみ)	244,486	268,701	47,817	122,879	683,885
その他	38,140	45,293	0	0	83,433
A.行政コスト計	3,237,982	3,343,261	1,255,946	659,251	8,496,442
収入項目					
使用料・手数料等	274,452	524,536	199,576	11,896	1,010,462
うち、授業料・ 入学金・検定料	222,839	457,531	102,263	0	782,635
国庫補助金等	3,000	0	12,600	16,800	32,400
B.収入計	277,452	524,536	212,176	28,696	1,042,862
純行政コスト(A-B)	2,960,530	2,818,725	1,043,770	630,554	7,453,580

平成14年度包括外部監査の結果に関する報告概要

平成15年2月7日

秋田県包括外部監査人

澤田 祐治

1. 監査の対象とした特定の事件名

財団法人秋田県林業公社の収支並びに秋田県の公社に対する貸付金等について

2. 特定の事件を選定した理由

県の財政状態は、現状のまま推移すると平成18年度には財政3基金が底をつくと推計されるような厳しい状況にあると公表されている。このため、行政改革の対象とされてきた県出資法人のうち組織を統合した法人や基金の債権額が大きい財団法人について、県の財政にどのような影響を与えているか、改善はどのように進んでいるかを検証することは有用であると考えていくつかの公社について予備調査を行った。

このうち、財団法人秋田県林業公社(以下、「林業公社」という。)については、貸借対照表の正味財産、収支の状況、将来の見通しが一見無難にまとめられているが、林業木材業界の非常に厳しい経営状況等からみて、経営の実態を正確に表しているかについて疑念を感じた。このため、県からの多額の貸付金の回収可能性を検証するとともに、林業公社の事業の有効性、将来性、経営の効率性についても検討することが必要と判断した。

特に、「秋田県林業開発基金」(以下、「林業開発基金」という。)からの貸付金が毎年8~9億円増加し、平成13年度末の残高が141億5千万円となっている。また、林業公社の金融機関からの短期借入金35億円5千万円は、翌年度初めに県から過年度造林資金として借入れし金融機関へ返済する決議がされているので、その事情についても検証する必要があると考え、公社の中から林業公社を選定した。

また、テーマを決定するまでの間に同じ林業の分野において「秋田県森林整備担い手育成基金」(以下、「担い手育成基金」という。)40億円が定額で貸し付けられている財団法人秋田県林業労働対策基金(以下、「(財)林業労働対策基金」という。)があることに着目し、その運用目的、運用の有効性・効率性、林業公社との関連等に関心を抱いた。そのため、テーマに「秋田県の公社に対する貸付金等」の表現を加えて対象とすることにした。

さらに、いくつかの公社の決算書を閲覧したところ、貸借対照表に「県債」などの科目があり、県が出えん(捐)している公社が県債を所有する意味、その取引内容、契約の手続き、科目表示の適正性など県債の問題に限定して検証することにした。

3. 監査の視点

(1) 林業公社

- ア. 「林業開発基金」からの貸付金は目的に適合して適正な事業に使用されているか。
- イ. 収支状況は事業の実態を正確に表し、将来、「林業開発基金」の返済ができるか。
- ウ. 「分収林」の資産価値が適切に評価されているか。それは、事業の実績を適切に評価できるか。将来の経営計画を合理的に説明できるか。
- エ. 分収林事業の契約は適切に行われ、その管理は原価を含めて正確か。
- オ. 経営は効率的に行われ、公益性は確保されているか。

(2) (財)林業労働対策基金

- ア. 県条例による「担い手育成基金」無利子貸付金が法的にどのような制度や趣旨に基づき必要になったか。
- イ. 県からの無利子貸付金は、どのように運用され、どのような事業に支出されているか。
- ウ. 経営は効率的に行われ、公益性は確保されているか。

(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債

- ア. 公社が県債を所有する意味
- イ. 県債の発行手続き及び発行条件等
- ウ. 県債を所有する公社の運用収入の用途等

4. 監査の結果

(1) 林業公社

ア. 契約解除済の分収造林にかかる処理等について

分収林勘定については、すべての費目と補助金収入を除くすべての収入項目を原価（収入はマイナス）として分収林勘定に算入する処理をしているため、収用等で全地契約解除になっている契約物件についても、そのまま分収林勘定に算入（マイナス）されている。

このうち、県の「林業開発基金」の資金を原資として事業を行っている湯沢市の6.77haについては、その資金相当額 6,602,020 円（借入金元金 5,145,059 円、利息 1,456,961 円）を県に返還する必要がある。

このほか、同様の事情で一部解除になっているものや、一部主伐が行われたものに同じ問題がある。原価台帳等を整備し、適時に損益（正味財産増減）計算及び県からの借入金の精算ができるように改善が必要である。

イ. 未払利息及び国庫補助金の会計処理について

林業公社等の全国的な会計慣行として借入金利息も分収林勘定に算入する処理が多いとの理由で同様の処理をしている。このため、未払利息を計上しても分収林勘定と両建てになること等から、県条例に基づく「林業開発基金」の未払利息 4,280,477,975 円及び農林漁業金融公庫の未払利息 266,615,218 円について、負債に計上していない。条例、契約に基づく利息は、期限未到来であっても財政状態を適正に表すために負債として貸借対照表に計上すべきである。

なお、支払利息の原価性については、別に意見として記載している。

国庫補助金等については、正味財産に 15,517,403,495 円計上されているが、公益性のある分収造林事業についての事業費補助であり、将来売却（林業公社が持続的に所有する固定資産の補助金ではなく、その意味で林業公社に帰属するものではない。）を前提としているので分収林勘定から控除すべきである。

これは、他の収入項目のすべてを原価のマイナスとしていながら異なる処理をする合理的な根拠がないこと、分収収益精算方式は、厳密な原価計算によらなくてもその精算は可能であること、事業の採算性は分収林の時価等の評価額と分収林勘定の差額すなわち含み損益（ただし、分収割合の調整は必要である。）に基づいて判断せざるを得ないことなどから考えて正味財産とすることが不合理であることが分かる。

ウ. 分収林勘定と原価管理台帳について

原則としてすべての費目等を算入している分収林勘定 47,090,287 千円に対して、原価管理台帳が把握の対象としているのは、事業費 32,222,077 千円から事業雑費等 269,847 千円を除いた部分である。この部分についても、4,661,999 円の差額が生じている。昭和 45 年度までの受託事業として実施し、その後移譲された県行造林にかかる保育経費等であることは推定できるが、個別の内容までは把握されていない。

なお、原価管理等については、別に意見として記載している。

エ. 県行造林から無償で移譲された分収造林について

県行造林から無償で移譲された分収造林 23 件、451.03ha については、会計処理規程に基づき、移譲された時の評価額（ただし、移譲前の直接事業費によらざるを得ない。）56,720,768 円に分収割合を考慮した金額で受け入れ処理すべきである。

オ. 引当金及びその他の会計処理について

退職給与引当金については、退職給与引当預金の金額に合わせた額が計上されているが、合理的な処理基準に準拠し、継続的な会計処理を行うことが必要である。

事業運営引当金については、立木損失補償金（保険金等）の収入があった場合に、林地所有者へ分収支出した残りを将来に備えて資金を留保した預金の対応勘定であり、会計上の引当金に該当しないものである。

固定資産の減価償却計算（定額法）について、償却基礎価額を残存価額を取得価額の5%として計算しているが、取得価額10%とする必要がある。

（2）（財）林業労働対策基金

ア. 「担い手育成基金」（県の長期貸付金）と当該資金による県債所有

県の「担い手育成基金」の無利子貸付金40億円を原資として同額の県債を発行していることは、法令、条例等に準拠しているものの、いろいろな角度から検証した結果、著しく合理性を欠くものであり、適正性を有していないものと認められる。

秋田県においては、「民間等資金」の「その他」については公募債を発行しておらず、（財）林業労働対策基金が所有する県債は、有価証券ではなく金銭債権（長期貸付金）である。県の長期貸付金も長期借入金（県債）も同一の相手先であり、実質的には取引の実体がないので、県債発行によりその運用収入を（財）林業労働対策基金に助成するためのものといえる。

林務部長通知の別紙「留意事項」は、当該資金を基本財産とは別に新たな基金と位置づけて管理することを求めている。（財）林業労働対策基金は寄付行為を改正して、資産の種別の一つとして「林業労働力確保基金」を設けているが、公益法人会計基準には該当する科目はなく、固定資産の中に「基本財産預金等」の科目で表示している。

県債要綱では県債引受けの財団法人等の原資を基本財産、基金等（これを「基本財産等」と称している。）に限定しているため、これに準拠した林務部長通知等とみられるが、公益法人会計基準の適用上は認められない科目である。

県債要綱にいう基金は、基本財産に準ずるという意味に理解すべきであるが、「担い手育成基金」による40億円の無利子貸付金による運用資金は、公益法人会計基準からみるとこれに該当しないものである。

地方自治体で用いられる基金は財産そのものであり、その資金の源泉については特定されていないが、公益法人会計で基本財産に準ずる基金という場合には、正味財産としての性格を持つ資金を源泉とする特定の財産を区分するための貸方の概念またはそれと一体的に認識される特定の財産としての用語として用いられるものである。したがって、借入金を原資とする特定の資金は、その名称を付して管理されるものの基本財産に準ずる財産ではなく、運用財産である。

県債要綱では、県債の引受けについて、「財団は、自主的な意思決定により、県債を直接引受けのものとする。」と規定されている。「担い手育成基金」の貸付は、平

成 10 年 4 月 1 日付けの通知で決定され、同日に金銭消費貸借契約証書が締結されている。

県債発行は平成 10 年 4 月 2 日であるが、県では平成 9 年度の許可起債として同年度の歳入に計上している。歳入年度については、出納整理期間中の手続きによるもので法令等に準拠されているが、それは当該県債発行が事前に計画されていたことを意味することにもなる。

「担い手育成基金」の貸付金を原資とする県債発行は、結果からみると実質的に基金を原資としていることになる。県の充当事業は県立大学整備等であるが、平成 13 年度には借換債となっており、長期の償還期間が前提となっているため基金の取崩と同じ効果をもっている。基金の財産管理の形骸化が懸念される。

イ. (財)林業労働対策基金における当該運用収入の使途及び会計処理

() 運用収入の事業費充当額の注記等

「担い手育成基金」の金銭消費貸借契約証書の特約条項及び林務部長通知の別紙「留意事項」等において、借入金の使途並びに運用による果実の充当額を事業費及び前期並びに次期繰越収支差額の内数として、欄外に注記することを規定されているがそのとおりの注記が行われていない。また、運用による果実については管理費に充当してはならない旨の規定もあるが、基本財産の運用収入の使途と区分しないで決算が行われている。

この点について、所管の農林政策課の認識は、助成事業が一体的に行われており、基本財産の運用収入と「担い手育成基金」の運用収入についての事業費充当については結果的に区分が不要であり、基本財産運用収入から最初に管理費を充当すること（質問に対し後で作成した充当調書が提示された。）で足りるという考え方である。したがって、林務部長通知は、決算書等の表示上の記載についての規定であるという結論であり、その表示についての不備だけを認めている。

しかし、充当調書等の考え方では、条例等の趣旨に基づき規定している林務部長通知は実効性のないものとなり、適切と認められない。

また、過年度の決算書等と充当調書とを照合したところ、平成 10 年度、平成 11 年度についてはその考え方で注記されているが、それ以降の予算書は「担い手育成基金」の運用収入から先に事業費に充当していたり、決算書の注記が充当調書の考え方にも満たない内容であったり、注記そのものがなくなっている。充当調書の考え方も、徹底されたものにはなっていないと認められる。

平成 14 年 9 月に県のホ - ムページにある林政課(旧林務部)公表の移管後の「森林整備担い手育成事業」の掲載を確認したが、その内容は、移管前の県直営事業とほぼ同じ要件等になっている。農林政策課の説明や(財)林業労働対策基金の事業

内容と異なる情報が 4 年以上公表されたままになっている。助成の申込先についても、「林業労働力確保支援センター」となっており、正確性にも欠けている。

退職共済及び労災保険の助成については、35 歳の区分がなくなり助成の対象が拡大されたことになるが、そのことと、事務上の整理とは本来異なるものであり、林務部長通知の重要性を理解すべきであったといえる。区分の注記は、移管事業に係る必要額、財団本来の助成事業の不足額（移管前の補助金部分）及び新たな事業（支援センター事業等）への充当額等の説明責任を果たす意味で重要である。

なお、「担い手育成基金」による助成事業についての農林政策課の考え方や助成事業の範囲と基準等についての意見は別に記載している。

() 森林組合に対する労災保険掛金及び退職共済掛金の助成について

森林組合に対する労災保険等の助成については、県は、林業公社等の委託事業を通じて、合理的な人件費として法定福利費を含めた金額を森林組合等に支払っているため、「担い手育成基金」からの助成分については、一部ではあるものの二重に負担していることになり合理的でない。

() 会計処理について

「担い手育成基金」から長期借入金を原資として運用する財産は、基本財産に準ずる財産ではないので、運用財産として、その他の固定資産の中に特定の資金としての名称を付して管理運用することが必要である。運用する財産が県債の場合には、有価証券ではなく金銭債権であるので、長期の貸付金であることを示す科目名を使用することになる。

公益法人会計基準の正味財産増減計算書を作成していないため、固定資産（プロジェクター1台 622,965 円）の購入が貸借対照表に計上されていない。また、退職給与引当金に対応する定期預金 884,400 円については、流動資産の預金ではなく、その他の固定資産の中に特定預金の名称を付して表示すべきである。

(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債

結果については、記載すべき事項はない。

なお、県債の発行条件等についての意見は別に記載している。

5. 監査の意見

(1) 林業公社

ア. 会計処理及び決算について

貸借対照表については、国庫補助金を分収林勘定から減額し正味財産を基本財産の1千万円とすることとし、それ以外の科目については、決算書及び関係資料を参考に設立からの勘定分析を行い、不合理な点を修正した。

決算書における分収林勘定は、すべての費目等を算入したものになっているが、原価管理台帳は直接事業費のうちの主な費目等だけを記載しており対応していない。このため、設立からの勘定分析は決算書における分収林勘定の会計処理の整合性及び資料の正確性を確かめる結果にとどまった。

したがって、修正貸借対照表は概数による実態の検討を目的とし、監査の結果に指摘した事項（全地契約解除、無償受入造林等）については考慮していない。概数による実態は、「林業開発基金」の未払利息42億8,047万円から基本金1千万円を控除した金額42億7,047万円が正味財産のマイナスであることと、当該利息を分収林勘定に計上しない場合の分収林勘定の残高が316億7,839万円となることを表している。

この場合の支払利息の原価算入については、全国的な会計慣行があったとしても、その前提となる実務上の取扱いが厳格になり、より限定的になっているとともに、分収造林契約の精算方法が必ずしも原価算入を必要とするものではないので、見直しが必要と考える。「林業開発基金」の利息については、原価算入しなければならない特別な事情がないことと、林業公社が県行造林事業の移管組織であり、県行造林の場合にはそれに係る利息が原価としては認識されないことを考慮すると、費用処理する方法が妥当と考える。

受託事業の収支については、毎年度収支をゼロとしているが、事業の実態を表していないので実態に即した決算処理が望まれる。林業公社の固定費を補うなどの意味で重要であるが、県からの助成事業として認識すべきではなく、採算性を前提に競争力を向上させなければ受託事業の確保も困難になると考える。

森林組合との取引は、委託事業費の大部分を占めており、会計情報としてその取引総額等を注記により開示することが望まれる。

イ. 長期経営計画について

第6次長期経営計画（平成12年度）では、前提条件となる木材価格を平成6年度から平成10年度までのやや安定した平均価格を用いていて、事業期間（118年間）の収支差額を128億円のプラスとしているが、市場価格は長期的に下落傾向にあり平成13年度には大きく下落しているため、長期計画の根拠は既になくなっていく。

第6次長期経営計画は、「第三セクター経営指導報告書」等のより、一年前倒して作成され、木材の市場価格に連動してローリングシステムで長期の収支計画を明らかにできるようになっているが、前提条件等の不十分なことから活用しきれていない。林業の専門的集団、業界の指導的役割を担う財団法人として、重要な判断をしないで、問題の表面化を避けてきたと思わざるを得ない。

例えば、第6次長期経営計画では、県からの借入金は平成60年度以降に減少し、元利金の全額が償還可能としている。しかし、借入金の返済は、平成52年度からの常勤役員がいない嘱託5人だけの体制になる以降の時期と重なる。林業公社の公益性等についての将来展望を明らかにできない限界も感じられる。

イ. 長期経営計画の見直し（長期収支予測）について

見直しにあたっては、木材価格を平成13年度の平均価格とするほか、人件費については嘱託であっても責任がとれるような給与水準としたこと、契約期間満了後の事務所家賃を見込んだこと、事業減少により相対的に負担増となる管理費について考慮したこと等である。

しかし、見直しの前提条件も将来構想が明確になっていないため決して十分なものではない。伐採跡地の環境問題、大胆なリストラ等の判断が困難なこと、木材の市場価格の下落リスクを考慮していないこと、県からの受託事業の確保を見込んでいること等である。

一方、林業公社も対象となる平成14年度からの30ha以上のまとまりを有する森林整備地域活動支援交付金（助成金）については収入に計上しておらず、多少の幅はもっている。債務負担行為以外の事業の不足資金についても、県からの借入金を予定しながら利息を計算していないが、その理由は、約定どおり償還する場合の償還不能額及び結果的に県が負担しなければならなくなる最大負担額が明確になるという考えによるものである。

ウ. 県「林業開発基金」の返済等の見込みについて

第6次長期経営計画では、県からの借入金は、平成27年度に300億円を超え平成65年度まで300億円台が続くが、平成56～59年度の362億円をピークにしてそれ以降は減少し、完済することになっている。

見直した長期収支予測では、県からの借入金は、平成27年度に300億円を超えた後、平成54年度に517億円（不足資金299億円を含む。）のピークになり、最終的に190億円が償還できないことになる。また、約定どおりに償還することができなくなるのは、平成22年度から始まり、その累積金額は、平成27年度で5億6千万円、平成37年度で54億円、平成47年度で174億円、平成54年度で299億円、平成60年度で317億円と試算される。

ただし、県への償還については、条例に定める利息を支払うことを前提としており、その金額は総額 292 億円である。したがって、利息が全額免除されると仮定すれば、最終的に資金が 102 億円（292 億円 - 190 億円）残ることになる。

この金額について、どのように評価するかは議論が分かれるところであるが、基本的な構想がない平成 93 年までの長期予測であり、前提条件の不備を考慮するとリスクとして理解することが妥当と考える。特に、木材の平均価格が 10%下落すると分収金を差引いた実質収入は 64 億円の減収となり、県の最大負担額は 600 億円程度（517 億円 + 64 億円 = 581 億円）となり、利息についての支払能力はないことになる。

「林業開発基金」の利息については、条例により利率が定められているので、減免等については厳格な手続きが必要と解されるが、林業公社の経営実態、長期収支見通し等を考慮すると免除が望まれる。

県の最大負担額は、観点を変えると森林資源の循環利用の負担額であり、林業公社だけの単独の問題として解決方法を見出すことは困難である。県の基本構想を明らかにし、林業公社のあるべき方向を示すことが望まれる。

エ. 分収林の資産評価について

分収林の資産評価については、植林後 10 年間の植林費等、地代、金利の合計（「費用価」といわれる。）が杉の 35～40 年生程度の市場価格よりも高いため、時価による評価については、いろいろ議論されているものの適切とされる方法は確立されていない。

林業公社は昭和 41 年の設立であり、市場価格のないものや市場価格が正常でないものが多い。31 年生以上の 2,889ha についてだけ市場価格のよる評価（平均 371 千円/ha）を行い、30 年生以下の 20,801ha については費用価の代わりに帳簿価額（平均 2,230 千円/ha）を用いている。これによる評価額合計は 474 億円であり、修正前の分収林勘定 470 億円（国庫補助金等を修正すると 317 億円となる。）よりも大きく、借入金の利率引下げ等の条件改善により元利全額の償還が可能とする根拠になっている。

しかし、31 年生以上の平均評価額は、30 年生以下の平均評価額の 16.6%程度であるため、植林面積の推移からみると今後成育が進むにしたがって評価額は減少することになり、事業の実績評価や将来の経営計画の参考にはならない方法である。

見直しにあたり、議論した点は、10 年生以下の費用価は高すぎることと、秋田杉の特徴である 80 年生以上のものの価値が高くなるため長伐期契約への転換を評価に反映したいということである。

検討した結果、費用価は 1 年目の植栽費、管理費等の 1,202 千円/ha だけを用い、80 年生の評価額をグラーゼル法により計算するのが、実態に即しているとの結論に

なり、その評価額は 373 億円となった。この評価額は、修正前の分収林勘定 470 億円よりも 98 億円小さく、修正後の分収林勘定 317 億円よりも 56 億円大きくなっている。

また、評価額に分収割合 60% を乗ずると 224 億円となり、修正後 317 億円と比較すると 93 億円の含み損（ただし、林地所有者に対して支払う分収金を控除した後の損益の意味である。）があることになる。現状における検討の限りでは、分収割合について林業公社分を 85% 以上にしないと収支はとれないことになる。

評価方法について精度を上げることは当然に必要であるが、財務内容の実態を明確にし、林業公社の自助努力分、分収割合の見直しによる林地所有者の分収金の適正化、県の負担分について説明ができるようにすることが求められる。

オ. 分収林の原価管理について

分収林の原価管理については、分収造林事業を実際に管理する立場からは、会計上の原価を個別に把握することは不可能に近く、その必要性もないとみられるので、間接費を会計上の決算額から配賦するのではなく、作業からみた合理的な基準を定めて配賦し、その合計額を会計上の金額と照合する方法（予定原価の考え方）が現実的とみられる。

なお、会計上においてもすべての費目等が原価とする方法ではなく、期間費用とする費目（間接部門の人件費、金利費用等）との区分を明確にすることが必要である。特に、今後は事業量の減少により、固定費の負担が相対的に重くなることが確実であり、より重要になると考えられる。

カ. 職員互助会会計について

職員互助会については、県職員互助会を参考にその運営が行われているが、県職員互助会は条例に基づくものであり、そのまま準用することは適当でないとする。

健康診断、生命共済等で福利厚生費として支出できるものは直接支出し、補助が必要なものについては、できるだけその都度、承認を得て行うことが望まれる。

職員互助会の財産の状況は、平成 13 年度末で預金 399 万円、貸付金 1,631 万円であり、職員の負担が明らかな部分を除いて林業公社の会計へ繰入れることが望まれる。

キ. 経営の効率性及び公益性について

経営の効率性については、事業所の統合を行い、業務の見直しも行われているので、効率化についての努力はされていると認められる。しかし、保安管理の面積が同じなどの理由で、人員は変わっていないので、新植事業量等の減少傾向からみると効率化は必ずしも十分とはいえない状況である。県の全額出資法人であり、民間

のように大胆なリストラや給与水準の見直しは困難と思われるが、可能な限り、早期退職制度や他の公社等との統合の検討も望まれる。ただし、組織の統合については、分収造林という特殊な分野であり特別会計が必要であることを考慮する必要がある。

公益性については、分収造林事業を通じて雇用創出など地域の振興に貢献してきたことは事実であり、計画造林の先導的役割を担い民有人工造林の約 10%を造林し、県土の緑化、保全等に寄与してきたことは高く評価されるべきものである。ただし、これらの公益性は林業公社の事業の収益力を前提としてきたものであり、経済社会の構造的変化に対応できず、結果として県の財政負担を重くしている現状と切り離して評価することはできない。

当面は、伐採期を迎えて伐採された跡地について、災害防止等の面から、県の財政負担との均衡の中で必要性（公益性）が求められることになるのはやむを得ないと考える。また、林業の担い手が地方、民間に位置づけられているので、林業公社の持つ専門的知識、技術等は民間指導等に有効に活用されることが望まれる。

ク. 林業公社の短期借入金及び県の歳入・歳出の処理について

林業公社が毎年度末に銀行から借入れる 35 億 5 千万円は、本来、昭和 55 年度から昭和 61 年度の「林業開発基金」として処理されるべきものであった。

しかし、県の財政等の事情で毎年度初めに貸付けし、年度末に林業公社の銀行からの一時借入金により、県の年度末の貸付金を回収している。この資金繰りのため、林業公社は毎年度に銀行及び県からの借入手続きのため印紙税 60 万円と銀行借入金の利息を負担している。県の歳入・歳出の金額も同額だけ膨らみ、林業公社に対する事業費が異常な金額として公表されている。

過年度からの財政上の操作が長期に続いている点については、県財政の現状から直ちに解消することが困難としても、多額の借入金について個人保証が行われているなど好ましくない状況であり、今後の財政計画において解消されることが望まれる。

ケ. 県行造林の普通財産管理上の面積について

県行造林の管理については、「地上権等の台帳」と立木台帳（第 19 号）があるが、実務においては立木台帳だけで管理されており、「地上権等の台帳」についてはそれが現存するか、しないかを含めて不明になっている。

「地上権等の台帳」の記載例によると、登記上の面積と契約上の面積とが一致することが前提になっているが、実務では両方の面積は一致しない場合が多く有用性が低くなっているとみられる。規程と実務との整合性が保たれるような措置が望まれる。

また、普通財産としての面積は契約上で有効な面積が重要であり、実務上の管理として登記面積によらざるを得ないとすれば、契約上有効な面積を注記等で開示することが必要である。

(2) (財)林業労働対策基金

ア. 「担い手育成基金」の運用収入の使途等について

(財)林業労働対策基金は、「担い手育成基金」の運用収入が生じることにより、4年間で1億4千万円の資金を有するようになっていく。これについて、平成14年度当初予算をもとに5年間で事業に充当する見通し資料を提出されたが、従来からの予算と決算との推移からみて現実的でない認められる。

この資料とは別に、業務方法書等により助成事業の見直しと新たな助成事業の検討が行われている。この中には、平成14年度計画のように一部には支援センターの補助事業の減額された分について独自事業（基幹産業就業者等養成事業6,070千円）としての対応があり、担い手貸付要綱の使途に適合しているものもある。

しかし、これ以外の新たな事業（県から移管された助成事情以外で、機械、設備等を対象とする助成事業）については、県の支援としての「担い手育成基金」の運用収入を財源とする事業として適切かについて疑問が残る。

(財)林業労働対策基金の寄付行為は、支援センターの事業（労確法第12条の事業）を除いて設立から同じであり、基本的に林業従事者を対象として出えん（捐）事業体に助成事業を行うことになっている。設立時の書類、資料をみると基本財産の運用収入の2/3を退職共済掛金助成、1/3を労災保険の助成事業に充てることを基本とし、民間の出えん（捐）については、その受ける助成に応じて選択できるように出えん（捐）額が定められており、その基準は現在も同じである。(財)林業労働対策基金の本来の助成事業は、自主的な運営により拠出資金（基本財産のうち69.2%にあたる6億2千万円は県が出えん（捐）している。）の運用収入を（配分）する性格が強いものである。

上記の新たな事業は、(財)林業労働対策基金の業務方法書では寄付行為の事業に複合して位置づけているが、外部監査人としては寄付行為のその他の事業に該当すると思われる。担い手貸付要綱ではその他の事業は運用収入の使途の対象にしていけないので、寄付行為における事業の明確化が重要である。また、決算書等で「担い手育成基金」の運用財産を「基本財産預金等」と表示し、注記についての認識が十分でないことなどからみても自主財源（自由財源）としての意識が感じられる。

したがって、新たな事業（機械、設備等を対象とするもので、出えん（捐）事業体への助成事業）については、寄付行為の改正を含めて運営方法のあり方も見直すことが望まれる。

イ. 所管する農林政策課の認識について

農林政策課は、条例と労確法との関係については、「条例第 1 条に定める基金の貸付先法人の 1 要件として労確法第 11 条第 1 項の指定法人であることとしているのみであり、条例を労確法に基づくものと位置づけておりません。」とし、貸付先法人を(財)林業労働対策基金と特定する意味しかないと説明し、その旨回答している。また、新たな事業については、林務部長通知の「要綱第 2 条に掲げる使途の範囲において、事前に県との協議を経た後、新たな事業を行うことができる」ことを根拠に問題がないとしている。

しかし、平成 10 年度の「林業関係施策の概要」などにみられるように、当該貸付け事業の目的の説明にあたっては、労確法に基づき支援センターに指定された(財)林業労働対策基金の機能を強化するなどの表現で労確法に基づく支援センターの公益性が強調されている。また、林務部長通知も、助成事業の見直し、運用の改善を前提にした新たな事業となっており、それ以上の事業の拡大については、条例等の趣旨からみて支援センター（労確法第 12 条）の事業と解するのが合理的と考える。

その意味で、所管する部署が県の支援事業の趣旨を十分に指導しないで、(財)林業労働対策基金の自由財源化を容認しているのは適切と認められない。

ウ. 経営の効率性及び公益性について

経営については、規模が小さく特に非効率とみられるものはないが、事業の拡大に伴い管理費は増加傾向にある。また、受託事業と経費の区分が任意に変更されているため本来の金額だけが管理費として計上されているものになっていない。県から移管された助成事業の管理費については、検討の余地はあると考える。

労災保険、退職共済掛金の助成基準については、一体的に助成を行ってから、結果的に 35 歳以上（基金本来の助成事業）は引上げ、35 歳以下（県からの移管分）については引下げになっている。したがって、助成の趣旨が若年林業労働者の育成、確保から出えん（捐）事業体の救済的な性格に一部変化しているように思われる。

林業労働力の確保、育成は「効率的かつ安定的な林業経営の育成」の政策の中の一つであり、(財)林業労働対策基金が労働条件の向上に資する就業先の経営基盤の強化（事業量の拡大、機械化等）等の役割を担うのであれば、寄付行為の改正等を行った上で、その事業目的を明確にする必要があると思われる。

(3) 県が出えん(捐)している公社が所有する県債

ア. 基本財産等により県債を所有する公社の会計処理について

県が出えん(捐)している公社等で、県債を所有しているのは 11 法人であり、その総額は 127 億 9 千万円である。このうち、(財)林業労働対策基金の無利子貸付金を原

資とするものが40億円であり、87億9千万円は公社等の基本財産等を原資としているものである。

秋田県においては、「民間等資金」の「その他」については公募債を発行しておらず、当該県債はすべて「金銭債権」すなわち長期貸付金である。公社等の中には、投資有価証券あるいは単に県債として決算書に表示しているものがある。科目については金銭債権であることを明示するよう求め、その上で、基本財産等としての運用が適切かを自主的に判断させることが望まれる。

イ. 運用収入等について

公社の収支予算等を閲覧、質問したところ、すべての法人が必ずしも困窮しているとは限らず、県債の運用についても、出えん(捐)母体の意向等により複数の基金と複数の運用の財産との対応が複雑で、決算書等だけでは適正性が確かめられなくなっている状況がみられる。自主的な運営を支援する必要性についての見直しが望まれる。

ウ. 発行条件等について

公社に対する県債の条件は、地方公募債の10年債の応募者利回りに0.01%を上乗せした利率になっているが、実際には3年の借換えであり、通常金利の2~3倍になっている。

平成13年度までの県債利息は16億682万円であり、50%相当の8億円程度は余分に支払っていると考えられる。高い利率を適用する必要があるとすれば、公社に対する支援という意味にとどまらず、県がその資金を必要としていることを認めていることにもなりかねないと考える。

総務省の公益法人に関する年次報告をみると、財団法人についても財産運用収入だけでなく会費収入が相当な金額として財源になっている。財産運用収入の利回り低下を県がすべて責任を負わなければ、その公益事業が行えなくなるものとは考えられない。また、一般にはペイオフ対策と低金利に悩んでいる者は多く、その意味で、県は特定の縁故者に対して二重の恩恵を与えており、不公平、不透明の批判は免れないといえる。